

県立特別支援学校へのコミュニティ・スクールの導入について

令和5年11月24日

特別支援教育課

1 はじめに

(1) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の概要

平成27年12月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代の教育と地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」において、これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿として、「地域とともにある学校への転換」、「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築」、「学校を核とした地域づくりの推進」等の提言がなされた。

これらの提言を踏まえる形で、学校運営協議会の設置の努力義務化やその役割の充実などを内容とする、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われ、平成29年4月1日より施行された。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

(2) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の役割

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みであり、コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。コミュニティ・スクールの主な役割は以下のとおりである。

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- ② 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べるができる
- ③ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

従来の「学校評議員制度」について、地域や保護者の意見を聞くことで開かれた学校づくりへの役割を果たしてきたが、学校運営等への評価が主な役割であり、地域がより主体的に学校運営に参画できる「学校運営協議会制度」への移行が推進されている。

特に、特別支援学校においては、多様な年齢、障がいの児童生徒が在籍をしており、求められる指導・支援のあり方が多岐にわたっている。学校卒業後の就労や福祉サービスの利用を含めた地域での生活のあり方の確立といった観点からも、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入が効果的であるとされている。

(3) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入状況

全国の特別支援学校へのコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入率は令和4年度において、35.8%となっており、本県においても、令和4年4月よりさくらの杜高等支援学校へ同制度を導入したところである。

さくらの杜高等支援学校の学校運営協議会については、職業教育の充実を目的とした特色ある教育活動の実施及び企業や関係機関との連携を目的に設置され、合同企業説明会やオープンスクールの実施、就労に向けた情報共有の充実などの成果があげられている。

2 県内特別支援学校へのコミュニティ・スクール導入に向けた方針

(1) 今後の方針

- 令和6年4月より、中央支援学校にコミュニティ・スクールを導入する。
- 令和7年度より他の特別支援学校についても、順次、コミュニティ・スクールの導入をすすめ、令和10年度までにすべての特別支援学校への導入をめざす。

<方針設定の理由>

- ・中央支援学校について、令和6年4月の開校に向けてすでに学識経験者や、近隣の福祉施設関係者、自治会役員等からなる開校支援委員会が設置されており、学校運営等の参画に向けた準備体制が整っている。
- ・他の特別支援学校についても、在籍する児童生徒が卒業後も地域で適切な支援を受けながら生活を送ることができるよう、在学中から、地域住民への理解・啓発、就業先となる企業等との連携・協働やつながりづくり、生涯学習に向けた取組の推進、地域での活動の場づくり等関係機関や地域等の連携した取組の必要性があり、学校運営に参画できるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入が望まれる。

(2) 具体的取組

- ・中央支援学校については、令和6年4月の導入に向けて、学校運営協議会の実施計画や委員候補の選定等の取組を進める。
- ・他の特別支援学校については、すでに導入されているさくらの杜高等支援学校や中央支援学校の学校運営協議会の導入の成果と課題の検証を行い、各学校ごとの地域との連携・協働の状況や学校運営上の課題等から順次、導入を進めていくようにする。

(3) 具体的な手続き

- ・学校運営協議会の導入及び運営に向けた具体的な手続き等については、「大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則」（平成26年11月）に準ずる。